

令和5年度第1回沖縄県中小企業振興会議 議事録

開催日時：令和5年7月25日（火）14:00-15:30

開催場所：沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者：別紙資料のとおり

県中小企業支援課（具志堅班長）

皆様こんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

定刻となりましたので、只今より、令和5年度第1回沖縄県中小企業振興会議をはじめさせていただきます。

私は、本日の会議の事務局運営を担当します中小企業支援課の具志堅と申します。

本日御出席の委員の皆様につきましては、資料1にある出席者名簿のとおりとなっております。御紹介につきましては割愛させていただきます。

また、本会議議長の玉城知事ですが、本日は別公務のため、照屋副知事が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、照屋議長から御挨拶をお願いします。

議長（照屋副知事）

皆様こんにちは。本日はお忙しい中、御出席いただき大変ありがとうございます。

また、皆様におかれましては、日頃から中小・小規模事業者の支援に積極的に取り組んでいただき誠にありがとうございます。

本日は、玉城知事が別用務のため出席が叶いませんでしたので、私が代わりに議長を務めさせていただきます。

さて、沖縄県中小企業振興会議は、沖縄県中小企業の振興に関する条例の規定に基づき、次年度の沖縄県中小企業支援計画の策定に向けて、委員の皆様と意見を交換するために開催するものです。

昨今の県内経済を取り巻く情勢としましては、コロナ禍、物価高、人手不足等、厳しい状況が続いているところです。

このような中、沖縄県が持続可能な経済成長により着実に発展していくためには、これまで以上に、関係機関が一体となって事業者支援に取り組んでいくことが重要であると考えております。

本日は、県内の経済と雇用を支える中小・小規模事業者の振興に向けて実効性の高い支援事業が展開できるよう、皆様との意見交換を通して、次年度の計画の参考とさせていただきたいと考えておりますので、忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。

県中小企業支援課（具志堅班長）

照屋議長、ありがとうございました。

本日の議事に入ります前に、事務局から本日の会議の流れについて簡単に御説明いたします。お手元のファイルの資料1「会議次第」を御覧ください。

まず、「会議次第3．県内の経済情勢等について」につきまして、事務局から御説明いたします。

次に、「会議次第4．中小企業支援に係る各団体からの意見及び県の考え」につきましては、今回頂戴しております御意見の内容・主旨を各委員の皆様から御説明いただき、御意見に対する現時点の県の考え方について、説明させていただきます。

続けて、「会議次第5．適切な価格転嫁と賃金の引上げの推進により地域経済の活性化に取り組む共同宣言（案）」では、8月下旬に発出を予定している共同宣言の内容について、説明させていただきます。

最後に、会議次第6で、全体を通しての意見交換を実施させていただく流れとなっております。

十分な意見交換の時間を確保するため、各委員の皆様、県の所管におかれましては、短く簡潔な発言に御協力をお願いします。なお、各委員の御発言の際には、大変恐縮ですが、卓上マイクのスピーカーの下のボタンを押して、マイクの赤いランプが点灯してから御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、この後の議事につきましては、照屋議長に進行をお願いします。

議長（照屋副知事）

それでは、これから議事を進めてまいります。

「会議次第3．県内の経済情勢等について」事務局より説明をお願いします。

県中小企業支援課（具志堅班長）

それでは、資料2「県内の経済情勢等について」御説明いたします。

資料2の1ページ目をお開きください。

本題に入る前に、先に、本日の沖縄県中小企業振興会議について御説明いたします。県内事業者の99.9%が中小企業に分類され、中小企業は、県経済及び県民生活の基盤を支える重要な存在となっております。

沖縄県では、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的として、平成20年に「沖縄県中小企業の振興に関する条例」を制定いたしました。

本日の沖縄県中小企業振興会議は、中小企業振興条例の規定に基づき、次年度の中小企業支援計画の策定に向けて、関係者の皆様と意見を交換するために開催するものです。

本日の意見交換を通して、現場のニーズを反映した新施策の策定や、既存施策の改善に繋げてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

2ページ目をお開きください。

沖縄県の県内総生産等の推移を示した表となります。

県の統計課が今年5月に公表したものとなり、令和2年度における本県の名目の県内総生産は約4.3兆円で、新型コロナの感染拡大の影響により、前年度比5.4%の減少となっております。

この結果、名目の県内総生産は、現行の「平成27年基準」による推計方法が適用されてから初めてのマイナス成長となったところです。

また、現在、47都道府県別の比較ができるのは、令和元年度分までとなりますが、下の表の右側、「1人当たり県民所得」は、全国最下位となっております。

3ページ目を御覧ください。

令和2年度の県民所得は、3兆1,799億円で、前年度比6.7%のマイナスとなっております。内訳別にみますと、県民所得の76%を占める県民雇用者報酬は、賃金・俸給などが増加し、前年度比0.7%の増加となったものの、企業所得が前年度比33.6%減少したことが影響し、全体では6.7%の減少となっております。

次のページは時間の都合上割愛して、5ページをお願いいたします。

こちらは6月に公表された総務省の令和3年経済センサスの数値となりますが、産業別従業者割合をみると、沖縄県においては、「卸売、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」が雇用の受け皿となっており、全体に締める割合は52.8%となっております。

全国平均と比較した場合、製造業の従業者割合が11.1%低く、医療・福祉の従業者割合が8.5%高くなっています。

次のページをお開きください。

こちらは産業別の求人数となります。毎年5月時点の求人数を比較すると、新型コロナの拡大前よりも求人数が増えている産業もありますが、卸売業・小売業については新型コロナの拡大前よりも求人数が少ない状況です。

また、宿泊業・飲食サービス業については、令和2年5月と比較すると5倍以上の求人となっております。

7ページは割愛して、8ページをお願いします。

倒産、休廃業・解散の推移となっております。

民間の調査会社によれば、2022年の沖縄県内における企業の休廃業と解散の件数は、前年比27件増の378件となって2年ぶりに増加に転じ、2020年に次ぐ、過去2番目に高い水準となっております。

一方、倒産件数については、19年連続で二桁台の低水準にあり、金融支援策や各種助成金が倒産を抑制したものと考えられています。

9ページを御覧ください。

沖縄県で実施している県融資制度の融資実績です。

県では、新型コロナの拡大による影響を受ける事業者の資金繰りを支援するために、いわゆるゼロゼロ融資である新型コロナウイルス感染症対応資金を実施しました。

その結果、令和2年度の融資件数は、前年度の8倍以上となる約1万3,500件となりました。

今年1月には、借換需要に対応するため、伴走支援型借換等対応資金を創設し、県内事業者の資金繰り支援に努めているところです。

10ページをお開きください。

こちらは実質賃金と名目賃金の対前年同月比の推移となります。

沖縄県・全国平均ともに、令和4年4月以降、名目賃金については対前年同月比でプラスになっている月があるものの、実質賃金の対前年同月比については13ヵ月連続でマイナスとなっております。

11ページを御覧ください。

沖縄県における後継者不在率の推移です。2022年の後継者不在率は67.7%となっており、全国平均よりも高い状況にあります。全国ワーストであった2020年時点と比較すると、その差は縮まっており、改善傾向にあります。

12ページは割愛しまして、13ページをお開きください。

こちらは労働生産性と労働分配率の関係です。都道府県別に労働生産性と労働分配率をプロットした図となります。なお、ここでは、令和3年経済センサスの数値を元に、給与総額を粗付加価値額で除した数値でもって労働分配率としています。

県内労働者の給与総額を上げていくには、労働投入量1単位当たりの産出量・算出額を示す労働生産性を高めることが必要であると思われます。

このような現在の状況を踏まえまして、沖縄県としましては、資料5の「令和5年度中小企業支援計画」にある各種支援事業を展開しているところです。

資料5の5ページをお開きください。

令和5年度の事業としましては、真ん中の表、県融資制度に係る事業としまして、約645億円と、一番下の表、それ以外の事業約50億円、合わせましてトータルが一番上の表になりますが、令和5年度約695億円の事業費で、57の各種支援事業を実施しているところでもあります。

詳細につきましては、次のページから記載されているところではありますが、県内中小企業の生産性向上に向けた事業としまして、小規模事業者等デジタル化支援事業や沖縄DX促進支援事業など、また、円滑な事業承継の支援としまして事業承継推進事業や事業承継円滑化支援事業、それから資金繰り支援としまして、県融資制度において伴走支援型借換等対応資金を創設するなど、各種支援施策を実施し、県内中小企業の持続的な発展に向け取り組んでいるところでもあります。施策の内容につきましては、6ページ以降に記載されています。お時間のあるときに、ご確認よろしくお願いたします。

簡単ではありますが、説明は以上になります。

議長（照屋副知事）

県内の経済情勢等に係る説明でございました。中小企業支援計画についても、只今説明したところでございます。

コロナ禍以前の好調な成長軌道に戻すべく、皆様から頂戴した意見等を参考にしながら、引き続き、情報技術の活用や経営基盤の強化など、中小・小規模事業者の振興に関する支援を充実させ、総合的に推進してまいりますので、よろしくお願いたします。

只今の説明に関する御質問や御意見については、会議次第6で一括して行わせていただきます。

続きまして、「会議次第4. 中小企業支援に係る各団体からの意見及び県の考えについて」に進みます。

それでは、資料3を御覧ください。今回、会議の開催に当たり、皆様から事前に御意見を頂戴しております。

いただいた御意見の内容を各委員の皆様から御説明いただいた後、県から考え方を御説明いたしますが、十分な意見交換の時間を確保するため、簡潔な発言に御協力をお願

いします。

本日は、全体で20の御意見を頂戴しているところ、1団体1つの意見について御説明をお願いします。

まずは、沖縄県経営者協会の金城委員から2ページ、意見番号2「価格転嫁対策」について、意見内容の御説明をお願いいたします。

沖縄県経営者協会（金城会長）

経営者協会でございます。人手不足に係る中小企業への支援と価格転嫁対策について、意見を出させていただいております。本日は、価格転嫁対策について、意見を述べさせていただきたいと思っております。資料3の2ページを御覧ください。

原材料価格の高騰や、賃金引上げの圧力がある中、企業経営者は生産性を向上させるか、価格転嫁を行うことがこれまで以上に重要となっております。

しかしながら、特に中小企業は、大企業に比べ価格転嫁力が弱いことが指摘されているところであり、適正な価格転嫁を行うために、社会全体で適正な価格アップを受容する雰囲気醸成することが重要になっているものと認識しております。

このため、県がリーダーシップを発揮して、社会全体で価格転嫁を受容する環境づくりに向け、取り組んでいただくことを要望するものです。

また、県の公契約において、原材料価格の高騰や賃金上昇に対する契約価格への反映が十分でないと思われることから、受託者からの価格転嫁の申し出を、発注者たる県が積極的に対応することにより、適正な価格転嫁の機運の醸成を図っていただきますようよろしくお願いいたします。

議長（照屋副知事）

ありがとうございました。県から発言をお願いします。

県中小企業支援課（小渡課長）

中小企業支援課でございます。まずは、パートナーシップ構築宣言の活用促進のための機運醸成について御説明させていただきます。

パートナーシップ構築宣言が掲げる適切な価格転嫁の促進は、下請事業者が適正な利益を確保するために、重要な取組であると認識しております。

また、生産性向上等により稼ぐ力を高め、稼いだ利益を従業員等に適切に還元し、企業と社会の更なる成長を図るサイクルを拡大していくことが重要であると考えております。

県としましては、適切な価格転嫁と賃金の引上げに係る機運の醸成を図るため、関係団体による共同宣言の発出について、取り組んでいるところです。

県労働政策課（前原課長）

続きまして、労働政策課の方から、公契約についてお答えさせていただきます。

県では、平成30年4月から沖縄県契約に関する条例、いわゆる公契約条例を施行させていただいております。

昨年、令和4年度に沖縄県契約審議会から答申を受けました。その附帯意見として、「契約時の想定を上回るようなコスト上昇が生じた場合には、契約額変更を可能とするような条項を全ての契約に記載する」ことを求める意見がありました。

これを受けて、令和5年4月に条例の対象となる部局長等に対し文書を発出し、業務委託契約等の締結に当たり適切に対応するよう依頼するとともに、同年6月には、庁内関係各課による契約審議会事務局会議を開催し、附帯意見の内容について、各課の契約等施策に反映させるよう申し合わせたところです。

県としましては、コストの上昇等が生じた場合に、それに見合う契約の変更協議が可能となるよう、今年度、当該附帯意見を県契約に関する施策を実施するに当たって県が取り組むべき方針に盛り込み、適正な価格転嫁に向けた環境整備を図ってまいります。

議長（照屋副知事）

次に、沖縄県中小企業団体中央会の岸本委員から3ページ、意見番号3「官公需適格組合を含む中小企業組合の受注機会の増大」について、御説明をお願いいたします。

沖縄県中小企業団体中央会（岸本会長）

沖縄県中小企業団体中央会の岸本です。

関係各位におかれましては、中小企業振興のための政府からの予算獲得をはじめ、県経済発展につながる数々の御支援を賜り心より感謝申し上げます。県内の中小・商工事業者の状況は、22の業界に設置しております情報連絡員の報告によりますと、コロナ感染症の5類移行後、国外のインバウンド需要が増加傾向にあるものの、エネルギーや原材料価格の高騰により事業者への影響が大きくなっております。

価格転嫁も少しずつ進んでおりますが、利益がプラスに転じているとは言い難い状況にあります。

さて、本会では、このような状況の改善に寄与できるように、今回の振興会議に対し、官公需適格組合を含む中小企業組合の受注機会の増大についての要望をさせていただきました。

官公需適格組合制度は、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ、受注した契約を十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合であることを沖縄総合事務局が証明する制度です。本県では、20組合が官公需適格組合として証明を受けており、積極的に受注事業を実施しています。

令和5年4月25日には、令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針が閣議決定され、中小企業者への受注の機会の意義及び数値目標が発表されました。毎年、閣議決定後には、商工労働部より、県及び市町村に対し、官公需適格組合の活用等中小企業者の機会の増大に努めるよう要請を行っていただいております。

しかしながら、官公需適格組合制度を含む中小企業組合は、人手不足、電気料金、原材料等の価格高騰もある中、受注機会の確保が厳しい状況が続いております。

つきましては、地域経済や雇用の重要な担い手となる中小企業・小規模事業者の受注機会の確保のため、地元企業優先発注に係る実施方針を定める等の受注機会の増大を図り、官公需適格組合を含む中小企業組合を積極的に活用するよう配慮願います。

議長（照屋副知事）

ありがとうございました。県から発言をお願いします。

県ものづくり振興課（座喜味課長）

まずは、ものづくり振興課より、地元企業の優先発注に係る実施方針の関連について、お答えします。

県では、県内企業の育成強化を図ることを目的に「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」を策定し、県内における取引の活性化に取り組んでおります。

平成30年4月には、同方針を改定し、「公共工事や物品調達」から「県が発注する業務全般」にその対象を拡大し、役務の提供、いわゆるサービスの提供についても県内企業の優先発注等の推進に取り組んでおります。

具体的な取組としましては、県内の国の機関や団体、市町村、大型スーパー、ホテル、在沖米軍等に対する要請や県公共工事の主な発注元である土木建築部等を対象に県内企業による県産建設資材のプレゼンテーション及び意見交換、こちらにつきましては今月31日に予定しておりますが、開催等を行っております。

引き続き、同方針の更なる実効性を高めるため、関係団体や市町村と連携を図りながら取り組んでまいります。

議長（照屋副知事）

続きまして、中小企業支援課から発言をお願いします。

県中小企業支援課（小渡課長）

こちらは、土木建築部技術・建設業課の考えとなります。

県では、建設工事入札参加資格審査の中で官公需適格組合への特例加算措置を設けているほか、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき可能な限り分離・分割で公共工事を発注することにより、官公需適格組合を含む地元企業の受注機会の確保に努めているところです。

引き続き、官公需適格組合の受注機会の拡大に向け、周知を図ってまいります。

議長（照屋副知事）

次に、沖縄県商工会議所連合会の石嶺委員から6ページ、意見番号6「うちな一事業者応援金の継続」について、御説明をお願いいたします。

沖縄県商工会議所連合会（石嶺会長）

商工会と商工会議所は、連携で四半期毎の景況調査を行っているところです。直近の調査では、徐々にではありますけれども、価格転嫁の取組が進みつつあると推察できますけれども、経営上の問題点という問い合わせに対しては、全ての業種において原材料価格の高騰あるいは仕入れ価格の高騰を1位にあげております。依然として、物価高の影響は続いていると考えられます。

このような状況下において、今年の4月から6月末まで募集されましたうちな一事業者応援金では2,400件を超える応募がありまして、引き続き、中小・小規模事業者に対する物価高対策は必要だと考えております。

つきましては、現状を踏まえまして、うちな一事業者応援金を今年度末まで継続していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（照屋副知事）

ありがとうございました。県から発言をお願いします。

県産業政策課（金城課長）

県が実施しました、うちな一事業者応援金は、令和4年7月から12月を対象期間として支援を行っており、その申請受付期間を令和5年4月から6月末としたところであります。

申請受付を終了したところではありますが、同事業の対象期間後においても物価高騰の影響が続いていたことから、追加の支援の実施に向け検討しているところであります。

議長（照屋副知事）

次に、沖縄県商工会連合会の米須委員から7ページ、意見番号7「中小・小規模事業者の人手不足解消のための県制度資金の要件緩和」について、御説明をお願いいたします。

沖縄県商工会連合会（米須会長）

商工会連合会からは、中小・小規模事業者の人手不足解消のための県制度資金の要件緩和について、お願いしております。

県融資制度の一つに新たに常時使用する従業員を1名以上雇い入れようとする者や、非正規雇用の従業員を正規雇用に転換しようとする者を対象とした雇用創出促進資金がありますが、その要件は、事業拡大や多角化計画に基づき、新たに従業員を雇い入れ、又は働き方改革に取り組むものとされています。

今回の意見としましては、人手不足解消のための人材確保や賃金アップを下支えするための運転資金、また、特に離島地区で大きな問題となっている移住希望者を雇用したいが住むところがないなど、このような住居問題を解消するための社宅等の設備資金も要件として認めていただき、更にそれらの運転資金及び設備資金の融資期間について、運転資金7年から14年、設備資金10年から20年へ延長することで、中小・小規模事業者の事業継続支援の拡充が図られるものと思っております。

県内各地の商工会では、県制度融資の周知活動や事業者への紹介、並びに斡旋等に取り組んでおり、雇用創出促進資金の要件緩和が図られることで、小規模事業者の支援拡充につながるものと考えております。以上です。

議長（照屋副知事）

ありがとうございました。県から発言をお願いします。

県中小企業支援課（小渡課長）

雇用創出促進資金は、労働に関わる諸問題について、金融面から解決を支援することを目的に設置されております。

御要望のありました内容については、多くの汎用的資金において対応可能なものとなっており、他資金の活用も検討していただきたいと考えております。

また、融資期間の延長については、金融機関及び信用保証協会との協議により決定すべきものとの認識であります。今後とも関係機関で協議してまいりたいと考えております。

議長（照屋副知事）

次に、沖縄県中小企業家同友会の赤嶺委員から御説明をお願いいたします。

沖縄県中小企業家同友会（赤嶺副代表理事）

沖縄県における中小企業の果たす役割は、非常に大きいと考えております。沖縄県企業数47,168企業のうち、47,105企業（99.9%）が中小・小規模事業者というデータがあります。これは、令和5年度中小企業白書の参考資料3です。

従業者総数382,086人のうち、335,664人（87.9%）の雇用があるという数値からも見るとおり、中小企業は県内の経済を牽引する力であり、雇用の大きな受け皿であるという風に考えております。

昨今、沖縄県が力を入れて取り組んでいる貧困問題の抜本的解決においても、中小企業の存在は重要な意味を成していると考えております。

当団体の会員企業にアンケートを行ったところ、物価高だからこそ賃金上昇させると考えていると回答した企業が55.8%を占めていました。

沖縄県が貧困問題の抜本的な解決のため取り組んでいる「所得向上応援企業認証制度」と当会員企業の半数以上の考え方が一致していることが見て取れることから、ぜひ「所得向上応援企業認証制度」の認知を広め、多くの中小企業が賃金上昇に取り組める環境を整備していただきたいと考えております。

7月に行われた「所得向上応援企業認証制度」の認定式と中小企業魅力発信月間の啓蒙を連携させていただきたいと思っております。

例としては、中小企業の日ロゴマークを「所得向上応援企業認証制度」の案内チラシ等に掲げる等ですね、県の方での取組をお願いしたいと思います。

団体の取組状況としては、7月20日の中小企業の日に中小企業魅力発信フェアを実施しました。県を含め、各団体さんも協力ありがとうございました。

議長（照屋副知事）

ありがとうございました。県から発言をお願いします。

県マーケティング戦略推進課（外間課長）

この認証制度の概要と現状の取組状況について、説明させていただきます。

県では、貧困問題の抜本的な解決を目指して令和4年4月に「所得向上応援企業認証制度」を創設、認証企業を募集し、現在認証企業は21者となっております。当該認証制度では、所得向上に取り組む企業を県が認証し、企業の社会的評価を高めるとともに、県内で所得向上の機運醸成を図り、企業と社会が共に成長することを目指しています。

県内企業の多数を占める中小企業における所得向上の取組は重要であると考えており、本年7月に認証企業の募集を開始していることから「中小企業の日」に開催される関連イベントにて認証制度の周知を図る等、連携して中小企業の魅力や認証制度の認知拡大を図ってまいります。

チラシの方も資料4にあります。こちらは5月、6月に印刷したために、中小企業の日ロゴマークは間に合いませんでしたが、あと11月にも再募集がありまして、そのときには中小企業の日ロゴマークをチラシに印刷することを検討しております。

議長（照屋副知事）

次に、沖縄県工業連合会の古波津委員から13ページ、意見番号13「県産品の物流費の軽減」について、御説明をお願いいたします。

沖縄県工業連合会（古波津会長）

エネルギーの高騰や運送業のドライバー不足などで、物流費の高騰が懸念されています。支援策の案として、県内企業における「北部・南部間でのピストンルート便による商品共同配送」、「先島・県外・海外への海上共同輸配送の仕組みづくり（海上運賃のハンデ解消を目指す）」について、御検討をお願いしたいと思います。

議長（照屋副知事）

ありがとうございました。県から発言をお願いします。

県ものづくり振興課（座喜味課長）

県産品の物流費の軽減について、ものづくり振興課より一括してお答えいたします。

他産業への経済波及効果が高いものづくり産業の高度化を推進するためには、生産性向上や高付加価値製品の開発、マーケティングによる販路拡大等の支援に加え、製造・販売コストの低減を図る観点から、物流効率化の取組を支援することは重要であると考えております。

そのため、県では、国外向け海上混載輸送サービスに係る実証事業の実施や、県外出荷のノウハウが不足する事業者に対しては、物流専門家による支援等の総合的な物流対策に取り組んでいるところです。

また、事業協同組合等が、共同配送センターといった組合員の経営の効率化を図るための共同事業用施設を、経済的合理性が認められる運営計画に基づき整備する場合に必要な資金の調達を支援しているほか、県内複数企業が連携して取り組む、県外市場への販路拡大、経営合理化などのプロジェクトに対するハンズオン支援や補助金の交付を行っているというところです。

議長（照屋副知事）

次に、沖縄県信用保証協会の金城委員から14ページ、意見番号14「継続的な沖縄県融資制度の拡充等」について、御説明をお願いいたします。

沖縄県信用保証協会（金城専務理事）

県におかれましては、ゼロゼロ融資の返済等に係る対応に関しまして、国の制度に呼応し、迅速に県の融資制度を創設いただき、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

皆様御案内のとおり、ゼロゼロ融資を利用している多くの中小企業者が今年度に返済開始を迎え、沖縄県融資制度「伴走支援型借換等対応資金」の需要が高まってきています。ちなみに、今年度4月から6月までの3ヵ月の借換の状況をみますと、約8割が当該制度による借換の利用があったところです。

今後ますます中小企業者の資金繰りの安定には、融資限度額の拡充が必要となってくるものと思われまます。

また、原油・原材料等の高騰により中小企業者を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、沖縄県融資制度を中小企業者にとって利用しやすいものとしていくために、様々な保証制度の拡充や再生支援時の手続きの見直し等が必要になってくるものと考えております。

沖縄県におかれましては、今後とも中小企業振興のために沖縄県融資制度の拡充や要件緩和等への取組をお願いいたします。

議長（照屋副知事）

ありがとうございました。県から発言をお願いいたします。

県中小企業支援課（小渡課長）

伴走支援型借換等対応資金の限度額については、沖縄県信用保証協会や金融機関などからの当該資金の利用状況を基に、拡大することも視野に検討してまいります。

加えて、制度の拡充、要件緩和等につきましても、沖縄県信用保証協会との継続した意見交換を行ってまいります。

議長（照屋副知事）

次に、沖縄県情報産業協会の天久委員から16ページ、意見番号16「シニア人材の活用」について、御説明をお願いいたします。

沖縄県情報産業協会（天久会長）

県におかれましては、様々な御支援ありがとうございます。

情報産業協会からシニア人材の活用についてと出させていただいたものにつきまして、経験者の存在は重要ではあるものの、さまざまな要因からフルタイム雇用を続けていくことは難しいという現状があがっております。

しかも、シニア人材の知見は、ある特定の業種だけでなく、ほかの業種でも有効とな

るものは少なくないと考えております。

また、シニア人材の技術・技能をシェアできるような仕組みづくりや取組が必要であるというふうに考えております。

現在、企業によっては、コンサルからはじめているところもありますが、シニア人材の活用でIT化の促進に更につながっていくというふうに思っております。その促進におかれまして、さまざま企業との連携が必要になると思いますので、シニア人材の活用及びコミュニティの形成というところでも出させていただきます。

議長（照屋副知事）

ありがとうございました。県から発言をお願いします。

県雇用政策課（上原課長）

県では、「グッドジョブセンターおきなわ」において、高齢者雇用を促進するためのセミナーの開催、事業主向け雇用相談窓口において、雇用に関する相談や支援金等の相談対応を実施しています。

また、県内各圏域ごとに、合同就職説明会を開催し、企業と求職者のマッチングを実施しているほか、高齢者が地域で働ける場の拡大を図るため、県内シルバー人材センターが行う就業機会の拡大等への取組を支援しているところでございます。

県の取組のほかに、産業雇用安定センターでは、経験が豊富な60歳以上の高齢者と企業をマッチングする「キャリア人材バンク」、ハローワークにおいても、「生涯現役支援窓口」で高齢者の就職支援を行っております。

県としましても、これらの関係機関と連携し、高齢者雇用の促進に取り組んでまいります。

議長（照屋副知事）

次に、沖縄県銀行協会の國吉委員から17ページ、意見番号 17「サステイナブル経営に取り組む企業支援」について、御説明をお願いいたします。

沖縄県銀行協会（國吉事務局長）

気候変動、地球温暖化の加速に対し、同課題に対する対応不足や遅れから地域の自然資本劣化による地域事業者の事業基盤縮小が懸念されております。

気候変動、地球温暖化対策に積極的に取り組む県内事業者に対する支援策の拡充や対応へのアドバイスによる事業機会の創出に向けた取組を希望します。

課題といたしましては、再生エネルギーの活用や省エネ設備導入など環境問題への対応について設備投資負担が大きく、県独自の補助金や県制度融資を新設することで、官民一体となり県内中小企業への取組を加速させる必要があると考えております。

団体等の取組状況としましては、県内事業者の取組を促進する施策として「サステナブルローン」（サステナビリティ・リンク・ローン型とグリーンローン型）を導入し、資金面での支援を行える体制を整えております。

また、同ローンを活用することで金利的なインセンティブの付与やPR支援も行える

体制を整えております。

議長（照屋副知事）

ありがとうございました。県から発言をお願いします。産業政策課、中小企業支援課それぞれ続けて発言をお願いします。

県産業政策課（金城課長）

県では、令和4年度から「クリーンエネルギー導入ワンストップ相談窓口」を設置し、国や県の再生可能エネルギー関連の補助制度等に関する情報提供、相談を行っており、県内の民間事業者等への再エネ設備導入拡大に向けた取組を実施しております。

令和5年度につきましても、引き続き、同窓口業務を活用し、国や県の補助事業等の各種制度に関する相談や情報提供をするとともに、新たに民間事業者向けの再エネ導入拡大に向けたセミナーの開催や、再エネ導入ハンドブックを作成し、クリーンエネルギー導入の支援に取り組んでいるところであります。

県中小企業支援課（小渡課長）

続きまして、中小企業支援課から制度融資について御説明いたします。

環境負荷の低減等に係る取組に対する融資制度として「産業振興資金（オキナワ型産業振興貸付）」が利用できることとなっております。

サステナブル経営に係る新たな融資制度については、県内景況等を注視しながら必要性を検討してまいります。

議長（照屋副知事）

最後になりますけれども、沖縄県産業振興公社の末吉委員から20ページ、意見番号20「見本市等における県内企業が地域一体として出展する取組への支援」について、御説明をお願いいたします。

沖縄県産業振興公社（末吉理事長）

県外における見本市に県が支援してほしいという内容でございます。

県産品の販路拡大を支援していくためにはですね、一つには直接メーカーさんが営業する、それから直営店や代理店が営業をするというやり方があります。

それから二つ目には 物産店等に出展すると。そこでバイヤーとかをつかむというやり方です。

それから三つ目に大きな見本市に出展するというところで、東京のビックサイトとかですね、幕張メッセなどがあるんですけど、この大きな見本市にぜひ県がブースを構えて、そこに県内の中小企業を20者から30者ぐらい入れて売り込んでいくというやり方をですね、たとえば、今年の2月に行われたスーパーマーケットトレードショーでは、33の都道府県がちゃんとブースを設けています。

沖縄県はブースがないから、各事業者が個別にやっているから沖縄の業者ということを知らないんですね。

そのバイヤーたちは、北海道と沖縄を特別にちがった商品があるということでもやるんですけど、仮に沖縄のブースをちゃんと設けたらですね、バイヤーたちは沢山に沖縄ブースに来れるんですけど、今はブースを設けてないですから、ぜひ販路拡大をしていく一つの大きな主眼ですので、沖縄県というブースを設けてほしいということと、あと一つは、ぜひ県の皆様もスーパーマーケットトレードショーとか健康見本市とか商品開発というのがありますので、ぜひ御覧になっていただきたいということでございます。

議長（照屋副知事）

ありがとうございました。県から発言をお願いします。

県マーケティング戦略推進課（外間課長）

現在、県では、県産品の高付加価値化や販路拡大に向けて、稼ぐ県産品支援事業など、県内事業者の県外商談会への参加や商品開発等の支援に取り組んでいるところでございます。

ただし、これは個別企業に対する補助金というかたちになりますので、沖縄県ブースという建付けではございませんが、今後地域一体となって出展する取組に対する支援については、我々もスーパーマーケットトレードショーなどに参加して研究して、事業者のニーズや支援効果、官民の役割分担等を重々踏まえて、今後適切な支援策について検討していきたいと思っています。

議長（照屋副知事）

皆様、ありがとうございました。

只今の説明に対する御質問や御意見は、別途意見交換の時間を設けていますので、その中で御確認をお願いします。

続きまして、会議次第5「適切な価格転嫁と賃金の引上げの推進により地域経済の活性化に取り組む共同宣言（案）」に進みます。

先ほど、沖縄県経営者協会からの意見に対して、県から説明した、適切な価格転嫁と賃金の引上げに係る県内事業者の機運醸成に向けた取組については、県として重要なものであると考えており、共同宣言の内容等について各団体の皆様と調整を進めてきたところです。

その中で、皆様から事前に頂戴した御意見も踏まえ、取りまとめたものが資料4の宣言内容となっており、本日の意見交換を踏まえ、8月下旬の宣言発出に繋げたいと考えております。

それでは、資料4の内容について、中小企業支援課から御説明いたします。

県中小企業支援課（小渡課長）

まず、共同宣言の内容の前に、共同宣言の策定に至った経緯も含めて御説明させていただきます。

県内中小・小規模事業者の持続的な成長発展に繋げていくためには、中小・小規模事業者の生産性向上や競争力の強化などにより「稼ぐ力」を向上し、その成果を労働者へ

の分配に繋げ、未来への投資が生み出されるサイクルを構築することが重要であると考えており、県では、DXの加速化やイノベーションの促進等による生産性・収益性の向上、事業承継に伴う経営資源の引継の円滑化、企業の成長に資する資金繰り支援など、中小・小規模事業者への総合的な支援に取り組んでいるところです。

「成長と分配の好循環」を実現するためには、これらの取組に加えて、仕事を発注する側と受注する側、いずれの立場の企業も、より広く価格転嫁の円滑化に向けた働きかけを行うとともに、確保した原資を賃上げに結びつけていくため、サプライチェーン全体で機運の醸成を図るための環境づくりが重要であると考えています。

このため県では、本日御参加いただいている関係団体の皆様の御理解と御協力をいただきながら、関係者が一つの共通した認識のもと、サプライチェーン全体での共存共栄や、付加価値の向上を図り、県内中小・小規模事業者の「稼ぐ力」を高めることを目的とした「共同宣言」の発出に向けた調整を行ってまいりました。

資料4が、取りまとめた共同宣言の内容となります。以下、内容について御説明します。資料4の1ページを御覧になってください。

適切な価格転嫁及び賃金の引上げの推進により地域経済の活性化に取り組む共同宣言（案）となっております。

1、目的。この共同宣言は、県民所得の着実な向上につながる企業の「稼ぐ力」の強化を実現するため、各機関が相互に連携及び協力を行い、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を企業間取引において適切に価格転嫁することについての機運を醸成するとともに、県内中小・小規模事業者における賃金の引上げを推進することにより、サプライチェーン全体での付加価値の向上を図り、もって未来への投資が生み出される経済の好循環を構築し、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

2、実施項目。この共同宣言の目的を達成するため、次に掲げる項目について、各機関所掌の範囲において相互に連携し、実施する。

(1)、県内事業者が、企業間取引における適切な価格転嫁及び賃金の引上げに対応できるよう、各機関において各種支援策及び情報を共有し、県内事業者へ周知する。

(2)、「パートナーシップ構築宣言」について、県内事業者へ広く浸透させるための周知活動を行い、宣言企業の拡大を目指す。

(3)、「沖縄県所得向上応援企業認証制度」について、県内事業者へ広く浸透させるための周知活動を行い、認証企業の拡大を目指す。

(4)、セミナーの開催等を通して、適切な価格転嫁及び賃金の引上げに関する理解の促進に努めるとともに、これらに関する相談に積極的に対応する。

以上が内容となっております。

これまで、関係機関の皆様との調整の中で、いくつか御意見等をいただいておりますので、引き続き、御説明したいと思っております。

2ページを御覧になってください。共同宣言（案）に対する御意見をいただいております。1、沖縄県信用保証協会さまからです。該当箇所については6行目「、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分」について、「、生産性の向上等に加え、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分」としてはどうかという御意見がございました。

これに対する県の考えでございます。県内企業の「稼ぐ力」の強化のために、生産性

向上等は重要な観点であると認識しておりますが、今回の共同宣言の趣旨を明確にするために、原案のとおりとさせていただきたく思います。

続きまして、2、沖縄県商工会議所連合会、該当箇所については10行目、「サイクル」となっております。意見内容といたしましては、「サイクル」という言葉を「好循環」にしてはいかがでしょうかというものです。

これに対する県の考えです。御意見を踏まえ、「未来への投資が生み出されるサイクル」を「未来への投資が生み出される経済の好循環」に改めたいと考えております。

続きまして、3、沖縄県工業連合会、該当箇所としては30行以降になりますが、追加(5)として、『域内経済循環を高め、地場産業の振興及び雇用の確保を目指すため、地域活性化に直接つながる有効な手段である「県産品の愛用」を推進する』。

意見の内容です。島しょ県である本県において、地域経済活性化を図るための一番の近道は「県産品の愛用」であります。賃金の引上げにおいても必要だと思い追加させていただきました。

これに対する県の考えです。地域経済活性化のために、「県産品の愛用」は重要な観点であると認識しておりますが、今回の共同宣言の趣旨を明確にするために、原案のとおりとさせていただきたく思います。

以上が、いただいた意見に対する県の考え方となります。3ページには、今宣言団体として予定している16団体を記載しております。こちらの16団体で、8月の下旬に向けて、共同宣言を発出できればと考えております。説明は以上です。

議長（照屋副知事）

御苦勞さまでした。それぞれ御意見いただきました。ありがとうございました。

それでは、会議次第6「意見交換」に進みます。

これまでの会議全体に係る県の説明の中で、改めて御質問・御意見等あれば、お願いします。

また、資料3において説明を割愛させていただいた御意見に関する内容でも構いませんので、挙手の上、御発言をお願いします。

ここから意見交換の時間となります。よろしくをお願いします。

沖縄県商工会連合会（米須会長）

商工会連合会の米須でございます。このような組織、団体を集めての意見交換会は大変有意義だと思います。以前は、地区毎に開催されていたと思うんですけども、今後地区毎に開催されるお考えがあるのか、それともこのような組織、団体での会とするのか、それを教えていただけますでしょうか。

県中小企業支援課（小渡課長）

中小企業振興会議については、今、御参加いただいている皆様に加え、北部、中部、南部、那覇・浦添、宮古、八重山という地域部会をこれまで設定して、各地域で課題となっているものを吸い上げながら施策を展開してきたところです。

コロナの状況を契機として、これまで地域部会からいただいた意見については、商工

会議所などと同じような意見が上がってくる事例があったということで、一旦は、地域部会の方については休止、停止ということで取り扱っております。

ただ、我々としては、地域の声を拾い上げていくというのは重要だと考えておりますので、今回は振興会議ということでの単発の開催となりますが、今後どうすれば地域の声まで拾い上げられるのかを検討しているところで、それを具現化していきたいと考えております。以上です。

沖縄県商工会連合会（米須会長）

ぜひ、離島を含めてですね、様々な意見を拾うべきだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

沖縄県商工会議所連合会（石嶺会長）

今、会議の持ち方の話ということで、特に今回については、これからの話になるんですけども、たとえば今回の共同宣言というのは全産業に及ぶ話になりますので、農林水産業関係の団体というの、今後こういったかたちで全産業に及ぶような取組、宣言等がありましたら、この会議体のメンバーにはなれないと思ひますので、オブザーバーというかたちで参加していただいて、全産業が価格転嫁していけるようにしていくことが必要かなと思ひます。次回に向けて、御検討をお願いします。

県商工労働部（松永部長）

御意見ありがとうございます。おっしゃるとおりで、農林水産部、あるいは文化観光スポーツ部と連携した取組というところが重要になってくるかと思ひますので、日頃から我々としては連携して取組み、意見交換をやっているところです。

この会議に関する内容も含めて、意見交換しながら連携して取組んでまいりたいと考えております。

沖縄県経営者協会（金城会長）

今ですね、各団体の方から県に対しいろいろな意見、そして要望をさせていただきました。そして、県の方からは、とても前向きな回答をいただきました。ぜひ、県としてもですね、その意見を聞いて、次年度からのこの中小企業の振興のための計画にですね、反映させていただきたいなと思ひました。

そうすることによって、中小企業の利益が確保でき、そしてそこで働く社員たちの所得向上あるいは県民所得の向上につながると思ひますので、ぜひよろしく取組むようお願いします。

沖縄振興開発金融公庫（新垣理事）

今回、この会議に参加させていただいたわけなんですけど、公庫からの意見なしとした理由としましては、沖縄公庫は御存知のとおり、中小・小規模事業者皆様向けのものとそれ以外にも幅広く政策金融というかたちでですね、沖縄振興に携わっている立ち位置としては、事業者さまを金融で御支援するというところでは共通するというので、意

見は出さなかったわけなんですけど、ただ、これまでもこういった会議の場で議論されていたような、もしくは提案されていたような県の仕組み、たとえば先ほどもお話がありました認証制度がございますが、沖縄公庫の独自の融資制度の設計においてもですね、県の施策や取組と連携したようなかたちをとっております、たとえば、先ほどの認証制度の企業様において資金需要がある場合には特例の利率を適用できるようなかたち、それでもって活用していただきながら、認証制度を優位に進めていけるように連携をとっているところであります。

そして、今日の様々な団体の皆様からの御意見、御要望もですね、次年度以降の公庫の融資制度の検討に当たっては参考になるなと思って聞いているところでございます。

沖縄県工業連合会（古波津会長）

工業連合会から出ました共同宣言の内容については、重要と認識しているが共同宣言の取組を明確にするためとのこと。今回、県内の事業者の従業員の賃金を上げることが一つの大きな話になっていますので、ぜひ県産品の愛用についてはですね、どこかのかたちで入れていただかないといけないんじゃないかなというふうに申し上げておきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（照屋副知事）

ザル経済にならないようにということですね。では、事務方の方からお願いします。

県中小企業支援課（小渡課長）

今回の共同宣言については、パートナーシップ構築宣言の拡大による価格転嫁の機運の醸成とですね、認証制度の拡大による賃金のアップというサイクルを回したいということで、情報をフォーカスした共同宣言とすることで相手側にも伝わりやすいんじゃないかということで、構成をシンプルにしているところがあります。

ただ、今、工業連合会さんがおっしゃった内容についても、一度、また改めて議論させていただければと思いますので、一旦引き取らせていただいてもよろしいでしょうか。

沖縄県中小企業家同友会（赤嶺副代表理事）

先ほどからの沖縄県の所得向上認証制度ですね、当社の方も認証されています。ただ、1年間かけて23者というのは少なすぎるということと、労働分配率とですね、生産性向上というのは反比例する関係にございますが、労働生産性を上げるのはいいとしてですね、労働分配率をどうにか上げられる企業があれば上げていくっていう要請をしていかないといけないんじゃないかというふうに考えます。

もちろん、所得向上をしながら労働分配率も若干上げていくと。大企業におかれましては、できれば、あと2、3%労働分配率を増やしてほしいなというふうに。

まずは社員さんの給料を上げて、それでいて企業が稼ぐんだと腹を決めてですね、貧困から沖縄県が脱出するというかたちを取ればと思っています。以上です。

県マーケティング戦略推進課（外間課長）

所得向上企業応援認証制度においては、給与総額の伸び率のみならず、給与平均額であったり、時給増加額であったり、財務情報の開示をしているか、正規雇用、男女雇用比率といった、働きやすい環境といたしますか、それを企業さんが整えているかという5つぐらいの項目をみておりました、あともう一つ、まさにおっしゃられたとおり年20者程度の認証だと、これは少なすぎないかというのものもあまして、これをもっと広げていくために、たとえば、今後賃上げを考えている企業さんのコミュニティをつくって、そこにセミナーをかけて労働分配率を上げるような、ハンズオン支援的なものを取れるかどうかですね、今後の発展の裾野を広げていくことを検討していく方向となっているところでございます。

また、意見交換なので、いろいろ教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

沖縄県情報産業協会（天久会長）

先ほどもありました、この全体会議というのは非常に重要であり、我々の情報産業協会におきましても、情報産業協会だけが発展すれば伸びていくのかということ、そうではないというふうに思っています。

地元企業の皆様が発展しない限り、IT投資開発はないというふうに思っておりますので、中小企業家同友会からですね、「IT化すら取り組んでいない企業がある」という状況なんですけれども、我々が回っても「DXの商材を持ってきてくれ」とそういう発言が多いですね。

まず、DXをするためには、なぜDXをするのかと、そこから始めないといけないと思いますので、この会社さんがどう企業として成り立ってきて、今後どう発展していくのかと、そこを踏まえてコンサルをする必要があるというふうに思っています。ただ、その辺の認識がないという状況が多いと認識していますので、経営層であったり、現場であったり、コミュニティ、その辺の構築とですね、あとは我々としても出て行って説明会とか勉強会を開いているんですけれども、そういう場の形成というのもされている部分はあるというふうに認識していますけれども、さらに拡大してできたらなというふうに考えております。以上でございます。

県ITイノベーション推進課（白井課長）

県の方では、DXの推進ということで経営者層向けのDXセミナーを行っております。

天久委員からありましたとおり、中々取組がない、というところがありますので、意見交換を踏まえながら効果的なセミナーのあり方を今後検討していきたいと思っております。

県商工労働部（松永部長）

補足させていただきたいと思っております。只今の御意見に対しましてですけれども、県としましては、社会経済におけるDXの推進に向けた取組の総称としまして、皆さん御存知の「リゾテックおきなわ」というものを位置付けてございます。

本県のリーディング産業の一つであります情報通信関連産業と各産業の連携、そして

共創を促進していくということで、その中で企業のデジタル化でありますとか産業DXの加速化をしていくということで、力を入れて取り組んでいるところでございます。

引き続きですね、県内企業のデジタル化あるいはDX推進というところに力を入れて取り組みたいと考えているところでございます。

沖縄県商工会連合会（米須会長）

今日の話とは関係ないんですけども、我々が危惧しているのは9月中のインボイス、来年の3月申告分から、とてもすごい混乱がおきるのではないかと危惧しておりまして、もしかしたらコロナ禍でせっかく経済が復活していく中で水を差すんじゃないかと危惧をしておりますので、ぜひ県の皆様と各経済団体、これを解消するために本気で対応を考えないと大変なことになるんじゃないかなと思いますので、ぜひ県においても対応の検討をお願いします。

議長（照屋副知事）

小規模企業が抱える悩みは、かなりこのインボイスにおいては大きいような気がいたしております。反対も出ているようで、引き続き注目しながら、県としても検討していきたいと思っております。

県商工労働部（松永部長）

インボイス制度の導入につきましては、事業者において、仕入額控除に必要な適格請求書発行に係る事務負担の増加などの影響が懸念されるところでございますが、国においては負担軽減についても議論されているというところでございます。

沖縄県としましては、やはり、引き続き、国の動向を注視する必要があるかなと思っておりますので、国の動向を注視しながら支援機関の皆様と連携しながら、まずは制度の周知に努めていくということと、あとインボイス対応のソフトの導入支援を実施したりしてございます。その中で、事業者の負担軽減を図っていくということをやりながら、取り組んでまいりたいと考えております。

議長（照屋副知事）

ほかにありますでしょうか。もしなければ、進めますがよろしいでしょうか。それでは、意見交換を終了させていただきます。

資料4の共同宣言の内容について確認させていただきます。

本日、委員の皆様からいただいた御意見等に対する共同宣言への反映については、私、議長に一任いただけますでしょうか。

～異議なし～

議長（照屋副知事）

共同宣言の発出は、8月下旬を予定しております。引き続き、御協力をお願いいたします。最後に、松永商工労働部長から一言お願いします。

県商工労働部（松永部長）

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本会議に御出席いただきまして誠にありがとうございました。本日の会議におきましては、コロナ禍、物価高、県内の厳しい経済情勢等を踏まえた様々な意見を頂戴しました。

県では、これまでも皆様からの意見を参考とさせていただきながら、沖縄県中小企業支援計画というものを策定し、県内中小企業の総合的な支援に取り組んできたところでございます。

本県の経済や雇用を支える中小・小規模事業者の更なる振興に向け、本日皆様からいただきました御意見等につきましては、今後中小企業の振興に関する施策の策定の参考とさせていただきたいと考えております。

県としましては、委員の皆様と今後も緊密に連携を図りながら、より良い事業の執行に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、引き続き、御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

議長（照屋副知事）

それでは、これで議事を終了いたします。

事務局にお返しします。

県中小企業支援課（具志堅班長）

委員の皆様、ありがとうございました。

今回、御議論いただいた共同宣言については、8月下旬の発出に向け、引き続き、ご協力をお願いします。

それでは、令和5年度第1回沖縄県中小企業振興会議を終了いたします。長時間の会議、誠にありがとうございました。

(了)